

# 議会も二夕一

## 資料



石川町議会

# 二元代表制

地方公共団体では、首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶ、という制度をとっています。住民によって選ばれた首長と、同じく住民の代表である議員から構成される町議会が、対等な関係のもとで、それぞれが役割を発揮することによって、町政が運営されています。これを二元代表制と言います。

これに対して国では、選挙された議員で組織された国会が指名する内閣総理大臣が内閣を組織し、国会に対して責任を負う、という議院内閣制です。

二元代表制の特徴は、首長、議会がともに住民を代表するところにあります。

ともに住民を代表する首長と議会が相互の抑制と均衡によってある種の緊張関係を保ちながら、議会が首長と対等の機関として、その地方自治体の運営の基本的な方針を決定（議決）し、その執行を監視し、また積極的な政策提案を通して政策形成の舞台となることこそ、二元代表制の本来の在り方であるといえます。

## 議会設置の根拠

議会とは、国又は地方公共団体の議決機関（議事機関）であって、公選の議員をその構成要素とする合議制の機関をいいます。現在、我が国においては、国の議会が「国会」ではありますが（憲法 41）、憲法は、地方公共団体においても議決機関として議会を設置することとしており、（憲法 93①）、これを受けて、地方自治法第 89 条は、「普通公共団体に議会を置く。」と規定しているものであります。

## 議会設置の意義

議会は、地方公共団体の議決機関であり、地方公共団体の重要な意思決定は、住民に代って議会が行います。

住民は、選挙を通じて一定数の議員を選び、その議員によって構成される議会において、地方公共団体の意思が多数決の原則に基づいて決定されます。このことは、主権者たる住民から見れば、それは間接的ではありますが、人口や社会的分業の発達した近代社会においては、到底住民全部が直接その意思決定に参加するのは不可能であるからにはほかならないものであります。

### 【解説等】

#### 議決機関

町民の代表である議員で構成される議会のことで、町のお金の使い道やルールに関する提案について、審議などを行い、決定するところです。

#### 合議制

複数の人による協議によって事を決定し行うものを合議制といいます。議会のほかに、教育委員会、農業委員会、公平委員会等が合議制です。

#### 憲法第 41 条 [国会の地位]

国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。

#### 憲法第 93 条第 1 項

##### 〔地方公共団体の機関〕

地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

#### 地方自治法第 89 条

##### 〔議会の設置〕

普通地方公共団体に議会を置く。

## 議決機関

議会は、地方公共団体の議決機関であります、地方公共団体の意思は大小如何にかかわらず、すべて議会により決定されなければならないかという  
と、決してそうではありません。団体には、意思を決定する機関と、それを実現する機関として、長をはじめ、教育委員会、選挙管理委員会などの「執行機関」があり、これらの議決機関と執行機関の権限は、法律によって定められ、それに従い運用されています。議決機関としての議会が団体意思を決定する場合の権限は、地方自治法第96条に掲げられているため、議会は、同条第1項各号に掲げる事項と第2項の規定により議会の権限とされた事項についてのみ、議会の議決により団体の意思を決定します。

それ以外は、執行機関たる長、各種委員会などが、自己の権限に属する事項について、自らの団体意思を決定し執行することになり、その範囲も決して少なくありません。

### 【解説等】

#### 執行機関

行政サービスを行う町側（町長のほか、教育委員会など）のことです。これに対し、議会は「議決機関・議事機関」といいます。

地方自治法第138条の2では執行機関について、「普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」と規定しています。

#### 地方自治法第96条 【議決事件】

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- ① 条例を設け又は改廃すること。
- ② 予算を定めること。
- ③ 決算を認定すること。
- ④ 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- ⑤ その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

以下、⑮まで省略

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。

# 議会の組織

## 【本会議と委員会】

議会には、活動時における法律上の組織として、本会議と委員会があります。

本会議は、議会活動の主体であり、議題は、すべて本会議で可決されたもののみが、制度上の議会の意思決定となります。

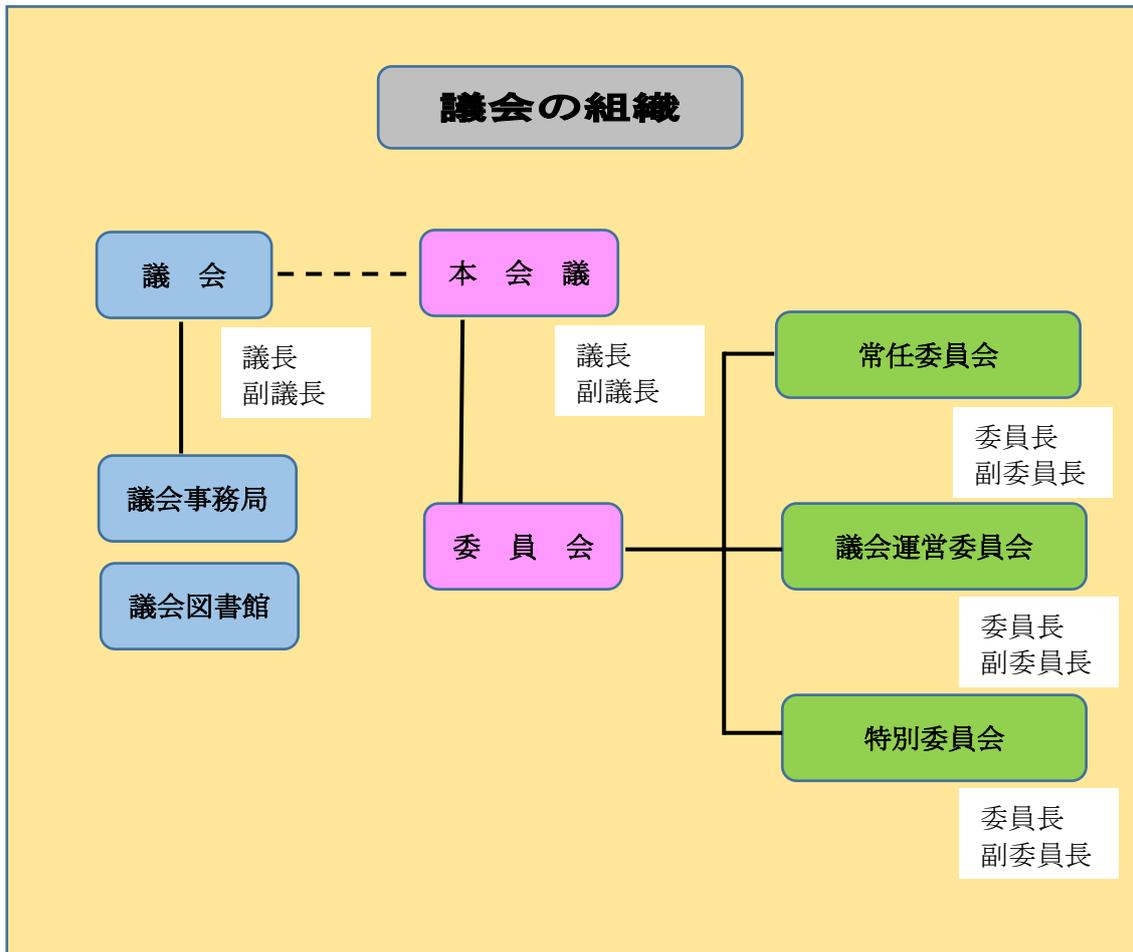
議会には、議長及び副議長（自治法 103）が置かれ、委員会には、委員長・副委員長が置かれます。

## 【解説等】

### 地方自治法第 103 条 〔議長及び副議長〕

普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長 1 人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。



## 【本会議と委員会との関係】

議会の本会議と委員会との関係、相違点は、おおむね次のようなことがあげられます。

- ①本会議は、議員全員をもって成立する会議体であるのに対し、委員会は少数の委員で組織される会議体であること。
- ②本会議は、全議員をもって構成員とするために一時しか会議を開くことができないのに対し、委員会は、議員がそれぞれの委員会に分属するから、多数の委員会が同時に会議を開くことができること。
- ③本会議においては、案件を全体として審議するが、委員会においては、所管事項を専門的に審査することができること。
- ④本会議及び委員会は、原則として公開の場において行われること。
- ⑤本会議は、会期中に限って運営されるから、会期の終了とともに休止されるが、委員会の場合は、継続的な審査をすることが可能であること。(委員会の継続審査)

## 【委員会制度】

委員会制度について、地方自治法は、条例の定めるところにより設置できるとして、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の3種類を定めています。

### 常任委員会

所管する部門に属する事務の調査及び議案等の審査をより細かくかつ専門的に行います。

現在、総務産業建常任委員会・文教厚生常任委員会・広報常任委員会の3委員会が設置されています。

### 議会運営委員会

円滑な議会の運営を図るため、議会運営全般についての意見調整や議長の諮問に関することを行います。

### 特別委員会

その他の委員会として、特定の事件を調査、審査するため、特に必要があるときに臨時的に設置されます。(本町では、定例会のつど予算(決算)審査特別委員会が設置されています。)

### 議会事務局

議会の庶務的事務や議長及び議員の職務を補助する事務担当組織として設置されています。現在、事務局長、議事係長、書記の3名が配置されています。

### 総務産業建設常任委員会（7人）

委員長、副委員長、委員

#### 【所管する事項】

総務課・企画商工課・税務課・農政課・農業委員会・都市建設課・水道事業所  
に関する事項

他の常任委員会に属さない事項

### 文教厚生常任委員会（7人）

委員長、副委員長、委員

#### 【所管する事項】

町民課・防災環境課・保健福祉課・教育課・生涯学習課に関する事項

### 広報常任委員会（6人）

委員長、副委員長、委員

#### 【所管する事項】

議会の広報に関する事務

議会だより発行に関する事項の調査を行い「いしかわ議会だより」を発行して  
います。

### 議会運営委員会（5人）

委員長、副委員長、委員

#### 【所管する事項】

議会の運営に関する事項

議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

議長の諮問に関する事項

## 特別委員会（13人）

特別委員会は、必要に応じて臨時に議会の議決により設置されます。

現在、定例会のつど、予算（決算）審査特別委員会（議長を除く全議員）が、設置されています。

## 議会の地位

議会は、憲法に定める「地方自治の本旨」に基づいて、団体自治と住民自治を実現するために設けられたものであり、住民の直接選挙による議員をもって構成される地方公共団体の議決機関であります。

議会は、住民の代表機関ではありますが、住民の直接選挙で選ばれる町長が置かれ、議会のみが住民の代表機関たる地位にあるものではなく、執行機関の町長もまた、住民の代表機関であります。

議会と町長は、ともにその存在の基礎を住民に置き、それぞれ独立して自主的に権限を行使し、相互に牽制と均衡を通じ、適切かつ円滑な事務運営を図ることが重要です。

### 【解説等】

#### 議会委員会条例第5条 〔特別委員会の設置〕

特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

#### 団体自治

地方議会などの国から独立した団体に地方自治がゆだねられ、団体自らの意思と責任の下でなされるという意味を有しています。

#### 住民自治

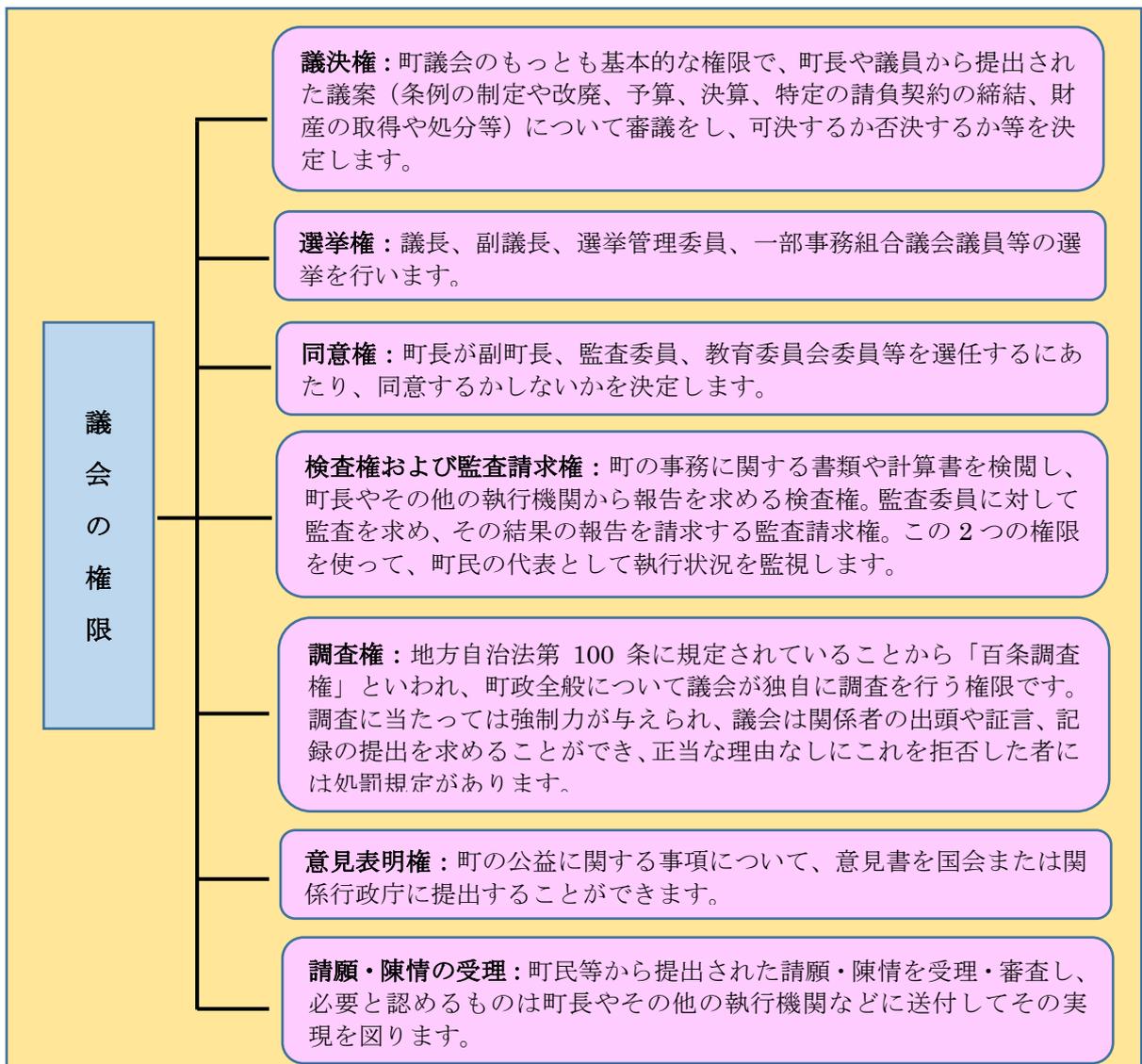
住民が地域の政治・政策決定に参加するという意味を持っています。

# 議会の権限

議会の果たすべき機能は、議決機関として、地方公共団体の重要な意思を決定し、町長と相互牽制を通じて、民主的かつ能率的な地方公共団体の事務運営を行うことです。

議会のすべての権限は、その機能を自主的に発揮し、住民の福祉の向上を図るために行使され、議決機関という地位に基づき、住民の信託に応えるためには、権限を有機的に活用することが必要です。

議会の権限は、次のように分類できます。



# 議会モニターとは？

## 1 議会モニターって何でしょう？(目的)

石川町議会の運営等に関し、町民からの要望、提言及び意見を広く聴取することにより、町議会の運営等に反映させ、町議会の円滑で民主的な運営を推進することを目的としています。

## 2 誰でもなれるのでしょうか？(要件)

16歳以上の町民で、次の各号に定める要件をすべて満たすものとしています。

- ①国及び地方公共団体の議会の議員でない者
- ②常勤の国家公務員及び地方公務員でない者
- ③町の各種行政委員会の委員でない者

## 3 何をやるのでしょうか？(内容)

- ①議会日より、議会ホームページ、ユーチューブによる議会放映等に関する意見を文書により提出していただきます。(様式は用意しますが、問いません。)
- ②議会議員と一年に2回以上、意見交換していただきます。

## 4 任期は？報酬は？議員との懇談会はどうなっているのでしょうか？

委嘱の日から任期は2年間です。なお、再任を妨げるものではありません。会議1回の出席につき、予算に定める範囲内で謝礼金を支給いたします。議員とのモニター会議は、前期（7月頃）と後期（2月頃）の2回にわたり、開催し意見交換していただきます。



## 石川町議会議員名簿

任期：令和元年9月15日～令和5年9月14日現在

|   |  |
|---|--|
| 議席番号 1<br><br>いぬい はつみ<br><b>乾 初美</b>     | 議席番号 2<br><br>ふじしまかずひろ<br><b>藤島 一浩</b>   |
| 党派 無所属  | 党派 無所属   |
| 所属委員会等 文教厚生<br>○広報  | 所属委員会等 文教厚生<br>広報  |
| 期数 1期   | 期数 1期  |
| 議席番号 3<br><br>きくちみちお<br><b>菊池美知男</b>     | 議席番号 4<br><br>ねもとしげやす<br><b>根本重泰</b>     |
| 党派 無所属  | 党派 無所属   |
| 所属委員会等 総務産業建設<br>◎広報 監査委員   | 所属委員会等 ◎文教厚生<br>広報   |
| 期数 1期   | 期数 2期  |
| 議席番号 5<br><br>せ や としかず<br><b>瀬谷寿一</b>    | 議席番号 6<br><br>おぎよしろう<br><b>小木芳郎</b>      |
| 党派 無所属  | 党派 無所属   |
| 所属委員会等 ◎総務産業建設<br>広報 議会運営   | 所属委員会等 文教厚生<br>○議会運営   |
| 期数 2期   | 期数 2期  |
| 議席番号 7<br><br>ましこみちお<br><b>増子美知夫</b>   | 議席番号 8<br><br>しもやまだかずお<br><b>下山田和雄</b> |
| 党派 無所属  | 党派 無所属   |
| 所属委員会等 ○総務産業建設<br>広報 議会運営   | 所属委員会等 総務産業建設  |
| 期数 2期   | 期数 3期  |
| 議席番号 9<br><br>わたなべ みのる<br><b>渡辺 実</b>  | 議席番号 10<br><br>せ や きょうこ<br><b>瀬谷京子</b> |
| 党派 社会民主党  | 党派 無所属   |
| 所属委員会等 総務産業建設   | 所属委員会等 文教厚生<br>◎議会運営   |
| 期数 4期   | 期数 4期  |
| 議席番号 11<br><br>せきねしんじ<br><b>関根信次</b>   | 議席番号 12<br><br>やないよしまさ<br><b>矢内義将</b>  |
| 党派 無所属  | 党派 無所属   |
| 所属委員会等 総務産業建設   | 所属委員会等 ○文教厚生   |
| 期数 4期   | 期数 6期  |
| 議席番号 13<br><br>こんないまさひろ<br><b>近内雅洋</b> | 議席番号 14<br><br>くさのつとあき<br><b>草野伝明</b>  |
| 党派 無所属  | 党派 無所属   |
| 所属委員会等 総務産業建設<br>議会運営   | 所属委員会等 文教厚生  |
| 期数 2期   | 期数 3期  |

議長：草野 伝明 副議長：近内 雅洋

◎：委員会委員長 ○：委員会副委員長